





60歳以上の再雇用者等における同日得喪の概要と注意点

健康保険・厚生年金に加入する60歳以上の方が定年退職や契約更新で給与が下がる場合、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出する「同日得喪」の手続きが可能です。これにより、随時改定（いわゆる「月変」）を待たずに、給与が下がった月から標準報酬月額を改定することが出来ます。今回は、同日得喪の注意・ポイントについてご案内します。

●同日得喪と随時改定（「月変」）の違い

	同日得喪	随時改定（月変）
<p>●対象者</p> <p>●要件</p>  <p>●標準報酬月額の改定時期</p> <p>●手続き</p> <p>【添付書類等（※）】 （※） 詳細は健康保険組合等にお問い合わせください。</p>	<p>●60歳以上の者</p> <p>●定年退職等後、引き続き同一の事業所に再雇用された場合や契約更新により給与が下がった場合。標準報酬月額の等級差が 1等級でも適用</p> <p>●原則、給与が変更された月（保険料徴収は変更された月の翌月）</p> <p>●「資格取得届」、「資格喪失届」を同時に提出</p> <p>●再雇用後の雇用契約書や就業規則の写し等</p> <p>●被扶養者がいる場合は、収入証明等</p> <p>●保険証（家族分含む） → 番号が変わるため、保険証が差替えになる。</p>	<p>●年齢要件なし</p> <p>●固定的な給与の変動後、3か月間に支給された給与の平均額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に 2等級以上の差が生じた場合。 （※3ヶ月間の支払基礎日数は原則17日以上）</p> <p>●原則、給与が変更された月の 4ヵ月後（保険料徴収は変更月の5ヵ月後）</p> <p>●「月額変更届」を提出</p> <p>●賃金台帳や出勤簿等</p> 

- 同日得喪は、60歳以上であれば、契約更新で給与が下がった場合でも手続きが可能です。
- 任意の手続きですが、保険料の他、本人が在職老齢年金を受給している場合、年金が上がる可能性があるため、手続きするかを検討しましょう。



詳細はこちら <https://www.nenkin.go.jp/faq/kounen/kounenseido/shokutakusaikoyo/20140911.html>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277